

豊島区長 高際みゆき 様

2024 年 11 月 29 日

豊島区議会 立憲・れいわ・市民の会

幹事長 川瀬さなえ 副幹事長 塚田ひさこ

さくま一生 中山よしと 宮崎けい子 西崎ふうか

本区においては、2023 年度の決算も引続き堅調な伸びとなりました。基幹歳入を支える特別区税は 8 億 8,600 万円増となる 367 億 2500 万円、昨年引き続き過去最大額であり、特別区財政調整交付金は、24 億円 3700 万円増の 377 億円でこちらも過去最高額です。

しかし日本全体で見ると、相変わらず日本経済の停滞が続き、人口減少のスピードも止まらない状況です。2024 年上半期の倒産件数は 4887 件、(これは前年同期比の 22.0%増)で、2 年連続で前年同期を上回っており、小規模な中小零細企業の倒産が目立ったとの報告があります。日本の実質賃金の伸び率は、世界の中でも最低レベルにありその動向が長年注目されておりますが、今年 6 月に 27 か月ぶりに増加に転じたものの、8 月には再びマイナスに転じました。また、65 歳以上の一人暮らしの女性の相対的貧困率が、44・1%にのぼることも調査でわかっています。これは、現役世代のひとり親世帯(44・5%)と同じ水準で、ふたりに一人が貧困という、どちらも大変、深刻な事態です。

東京都が一人勝ちのように言われて、人口も増え、税収も上がり、不動産価格も信じられないくらい高騰していて、本区もその影響を大きく受けています。しかし、こうした華々しい数字だけでは決してわからない、日々の暮らしや将来への生活の不安に押し潰されそうになっている人々があり、日々そうした区民からのお声を聞いています。

私たち会派は、暮らしに最も近い基礎自治体は、区民の生活をつぶさに見て、苦しくてたちゆかない場合には、国に先駆けても、支援する行政サービスを担うべきとの立場です。目の前の困っている人を救えるのは、基礎自治体しかありません。区民の命と尊厳を守るための、財政出動はしっかりあるべきと考えます。その立場をもって、成すべき政策の優先順位を明確にする予算編成を強く求めたいと思います。

行政需要が拡大し複雑化している中、区民サービスの向上に尽力される職員の皆さまに心より敬意を表します。意欲を持って職務に専念できる職場環境整備を測る上でも、各職場の人員要求に対し、速やかに対応する職員増についても改めて強く要望します。

以下、款別に要望します。

【議会費】

1. 政務活動費の使途を透明化し、区民の方が見やすく分かりやすい「政務活動費収支報告書」を作成するため、管理システムを導入されたい。
2. 区議会事務局の機能、組織が一層充実されるよう図られたい。
3. 区議会 HP の機能の精査や、議事録ならびに録画の迅速な公開に、さらに努力されたい。
4. 「区議会だより」「定例会告知ポスター」「議会報告会ポスター」についてのデザイン・制作費を充実されたい。

【政策経営費】

1. 内部統制制度の効果的・効率的な実施をされたい。
2. 民間コンサル会社へのコンサルタント委託について、重要な行政の計画策定や素案づくりにおいて一括依頼は見直し、専門的な調査をする必要性のあるもの以外は、庁内で職員が自ら考え作成されるよう徹底されたい。
3. リニューアル予定の区の公式ホームページについて、本区が所有する情報に関しては、区民が知りたかった時や調べたい時に、これまでの経緯がわかるようアーカイブ化、オープンデータ化についても、推進されたい。
4. メディアの拡散力を利用したプレスリリース配信についてさらに研究を進め区の情報を効果的に周知されたい。
5. 区民の知る権利を保障し、公正で民主的な区政を推進することを目的として策定された「情報公開制度」の運用について、区民に対して情報の透明性が必須であり、適切に運用されたい。
6. ふるさと納税は、今後は区民に対し、この税制について多くの方に認識してもらい、年々増加する特別税の他自治体への流出を防ぐよう努められたい。

【総務費】

1. 区政に区民の意見や提案が反映できるよう努め、住民参画・協働の手法を研究されたい。区民と共に歩む区政となるよう取り組まれたい。
2. 「区民による事業提案制度」は継続し、広く周知して投票率を上げる工夫を図られたい。さらに区民参加型予算編成の導入を検討されたい。
3. 全ての施策で、ジェンダー平等の視点を取り入れた成果指標を作られたい。外部からのアドバイザーも招き、「ジェンダー主流化による事業点検」に取り組まれたい。
4. LGBTQ への理解の増進や啓発、環境の整備など、引き続き当事者の方々に寄り添いながら、理解促進施策を講じられたい。
5. SOGI(sexual orientation and gender identity)の多様性への理解を広めるための啓発策を講じられたい。
6. パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を利用した方々が利用できる施策・事業について、他区ではどのようなサービスが利用可能となっているのかを調査・研究し、サービスの一層の充実を努められたい。
7. 「にじいろ相談ダイヤル」について、対応日時やツールなどを拡充されたい。
8. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下女性支援新法)では、市区町村に女性支援の責務が明記され、支援の実施主体としての役割が大きい。本区が、アウトリーチや居場所づくりなど、相

談の端緒から生活再建支援までをしっかりと担えるよう整備されたい。

9. DV や性犯罪被害、家族破綻、貧困、障がい、社会的孤立など、さまざまな困難を抱えた女性が増えていながらもかわらず、法律の狭間にあつて適切な支援を受けにくい状況が指摘されている。なかでも中高年から高齢者単身女性の貧困率の高さは問題である。若年女性から高齢女性まで、切れ目なく人生のそれぞれの段階で適切な支援が受けられるよう制定された「女性支援新法」に基づく支援が、実効性があるものとなるように計画を策定されたい。
10. 女性支援新法と同法が成立した経緯について、理解促進施策を講じられたい。
11. 男女平等推進センターの事業の充実、各種相談事業の充実を図られたい。
12. 女性相談、DV相談の最初の受付窓口（インテーク）は新たに一本化し、ケースの共有を行い、必要な場合は継続的な伴走支援を願いたい。女性の相談は根底にジェンダーの問題があるので、男女平等推進センター（エポック）が果たす役割は大きく、インテーク窓口を担われたい。
13. DV被害者の個人情報保護については、特に厳格に行われたい。DV被害者の相談、保護の施策を男女平等推進センター、子ども家庭支援センターと連携し、さらに充実されたい。
14. DVは「力による支配」によって、殺人事件にも発展する犯罪であるが、世間一般にもその理解と認識が薄い。職員への研修をはじめ、こどもから大人まで、広く一般への啓発も講じられたい。
15. 犯罪被害者等支援について、東京都が行っている事業の一層の周知に加え、DV避難者に対しての支援の拡充および、独自の支援策を講じられたい。
16. セクハラ・パワハラ・マタハラについて、それぞれの具体的な内容についての周知、予防のための教育等の施策は的確に行われたい。
17. 女性の貧困、労働、健康等の現状を施策に反映できるよう調査分析を進められたい。
18. ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大で深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではない。被害者の権利擁護、犯罪防止等、総合的な性犯罪・性暴力対策の推進を図られたい。
19. 性暴力・性虐待被害者や若年妊婦等について、迅速に必要なサポートにつながるよう、他自治体や民間団体との連携を強化し、包括的な支援の提供を図られたい。
20. 池袋の街を中心とする違法な性搾取や性売買の問題は、若い女性から池袋の街が「こわい」イメージとされる要因にもなっている。街において性搾取する側、性加害や買春側の取り締まりなどについて、本区ならではの一步踏み込んだ対策を専門家も入れて研究し、講じられたい。
21. ヤングケアラー、引きこもり、不安定就労の就職氷河期世代（ロスジェネ世代）など、必要な社会的支援につながることでできず孤独・孤立を余儀なくされている人たちの抱える困難に適切な支援につながるよう図られたい。
22. 「すずらんスマイルプロジェクト」の居場所でもあり行政とつながりにくい若年女性が利用している「ぴこカフェ」について、来年度以降も継続するよう努められたい。
23. 救援センター等において、おりものシートと性暴力防止ポスターを備蓄されたい。（本区は外国人住民が多いため、やさしい日本語版のポスターも作成されたい）
24. 全庁的に職員を被災地支援へ送り出す仕組み、支援のノウハウや経験を庁内で共有する体制を構築されたい。
25. 区内の各種団体と、防災協定を締結しているが、協定内容の見直しを含め、あらゆる分野において協定が意味のあるものとなるよう充実を図られたい。

26. 地域防災を地域で広めるにあたり、防災課と福祉課との連携を強め、合同の防災訓練を定期的に実施されたい。
27. 災害時の情報発信について、情報弱者に配慮した発信のあり方を実施されたい。災害弱者を想定した防災訓練等を行われたい。
28. 防災訓練にあたっては、幅広く地域住民や様々な団体等に呼びかけ、参加を促されたい。ペットを連れて避難する「ペット同行避難」について、それらを想定した訓練の実践を各救援センターで実施されたい。
29. 防災危機管理課に所属する女性職員の活躍は、期待される重責に対しとても貢献されており、今後も女性ならではのきめ細やかな目線を「防災」施策全体に取り入れられたい。
30. 女性の視点からの防災について、各救援センターでの開設訓練や防災訓練において女性を連絡調整会議のメンバーとして位置づけ、地域防災区民連携を図られたい。
31. 災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援の最低基準とされる「スフィア基準」(国際 NGO などによるプロジェクトにおいて策定された基準) や女性の視点をもとに避難所の質を向上を図られたい。
32. 防災備蓄物資の増強、段ボールベッド、段ボール間仕切りの見直しを図り、防災テント、エアベッドへ切り換えたい。
33. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善を図られたい。
34. 働き方改革などをはじめとする女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取り組みを講じられたい。
35. 男性職員による育児休業の取得率・期間の一層の向上を図られたい。
36. 職員の休職者が増加の傾向にある事について、各種ハラスメント対策、長時間労働の是正、相談体制の構築などさらなる環境整備を図られたい。
37. 議員と自治体職員の関係について、議員が職員に対しハラスメントとなるような言動行動にしっかりと自覚を持つことは言うまでもないが、職員においては、それらについて怯むことなく毅然とした態度対応をされたい。
38. 新人採用ローテーションの見直しをされたい。職員の要望に応じたスペシャリストとゼネラリストの両方を確保できるような体制づくりをされたい。
39. 食品ロス削減を家庭系の取組みに留めることなく事業系の食品ロス削減にもシティプロモーション課が旗振り役となり環境負荷を減らしていく取組みをされたい。
40. 選挙への意識を啓発していくために、学校での主権者教育、模擬投票等を広く実施されたい。
41. 議員選出の監査委員が2名となることをお願いしたい。
42. 公契約条例については、条例制定にあたり、有識者をはじめ現場からの声も多く聞く適正化委員会などをつくり、真に実効性があり効果的なものを作成されたい。

【区民費】

1. 外国人との共生社会の実現に向けた取組みの一層の強化をされたい。外国人住民への対応を丁寧に行い、行政情報の周知を徹底されたい。外国人が暮らしやすい地域社会づくり、外国人の子どもの教育の充実をはかられたい。
2. DV 被害にあった母と子どもの安心・安全を保障し、加害者の接近や個人情報漏洩を防ぐ体制の強化を図られたい。
3. 自治体で誤って加害者に被害者の住所等の情報を漏洩してしまうことを防ぐよう①研修・マニュアル整

- 備への支援、②税務、社会保障、子ども・子育て支援などのさまざまな分野との連携強化への支援、③人為的ミスが起こりにくい情報システムの整備を図られたい。
4. 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設をされたい。
 5. 防犯カメラの電気代補助について町会が設置する防犯カメラについて、電気代の補助を実施されたい。
 6. 個人宅への宅配ボックス設置の補助を実施されたい。
 7. 区民センターの1階のパブリックスペース、特にエントランス付近が、効果的な活用がされていない。唯一の区民センターなので、来街者やにぎわい創出に特化するのではなく、区主催の区民ニーズを幅広く捉えられたい。
 8. 各区民ひろばに貸出用プロジェクターを配備されたい。

【福祉費】

1. 18歳～30歳代のケアラーについても実態調査を実施し、18歳以上のケアラーについても切れ目のない支援体制を構築されたい。
2. 働きながら家族を介護する人、いわゆる「ビジネスケアラー」に関するより詳細な課題・ニーズ調査を実施し、経済的支援も含めたケアラーの負担軽減策の充実、周知を図られたい。
3. 地域包括支援センターの円滑な運営のために増員を含めた支援を充実されたい。
4. 「障害者差別解消法」のさらなる理解と周知に努め、障がいをもたれる方々が健常者と同等の権利を行使できるよう、委託や指定管理を含めた全ての区の施策について、何をすべきか、障がい者の方々の立場に立って研究・検証されたい。
5. 生活実習所及び福祉作業所は、需要に合った定員を確保されるとともに、安定的な運営を堅持されたい。また、福祉作業所・実習所等に通う人たちの中で、夕方以降の活動の場を必要としている人たちの居場所について、財政的支援を行われたい。
6. 障がい者の就労を斡旋するよう、施策の充実を図られたい。また、精神障がい者の雇用と社会参加の場の確保を図られたい。
7. 福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含めて、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進も含めた自立可能な仕組みの構築をされたい。
8. 障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、障がいの疑いのある者の家族等への支援、教育上の配慮、関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護等をされたい。
9. 障がいのある児童・生徒の放課後活動については、支援を拡充されたい。また、放課後等デイサービス事業所の質を確保されたい。
10. 医療的ケア児支援は、そのご家族の離職の防止についても対策が求められる。保育園、幼稚園、学校等、医療的ケアが必要な子どもを預かれる環境の整備と、レスパイト支援事業の拡充をされたい。
11. 生活保護が適正に運用され実施されるよう、福祉事務所の実施体制を見直し、総合相談体制、人材育成、権利擁護を強化されたい。生活保護受給資格の要件を分かりやすく提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないよう図られたい。
12. 高齢者虐待防止について、虐待があった事象ごとに決められたプロセスをきちんと実行し当事者、そのご家族、介護者等にきめ細やかな配慮に努められたい。
13. 失語症の人のコミュニケーション支援事業を拡充されたい。個人派遣に向けて準備を進められたい。

14. 「目に見える貧困＝路上生活者」だけでなく、目に見えにくいところに広がっている貧困への実態把握と、くらしと命を守る、基礎自治体の役割としての支援の拡充をされたい。区内で活動をしている民間支援団体との更なる情報共有や協力支援をされたい。
15. 交流都市の秩父市「ちちぶの森」や周辺田畑を活用し、「農福連携事業」を推進されたい。障がいを持つ子どもたちの就労支援のプログラムとして、検討されたい。
16. 地域で広げる健康増進や保健衛生の一つのツールとしてメンタルケア、認知症予防、孤立対策など、さまざまな効果が期待されるため「園芸療法」を取り入れられたい。

【衛生費】

1. 不妊治療に関する区への問い合わせには、引き続き区民に寄り添った丁寧な対応をされたい。また、全ての体外受精・顕微授精が保健適用になったわけではないこと、保険適用外の治療を必要とする方が一定数いることから、不妊治療に対する区独自の助成を願いたい。
2. 妊娠を希望する女性とそのパートナーの方が、妊活を始める前に風しんの抗体検査及び予防接種の助成に関する情報を入手できるよう、区HPへの掲載方法を工夫されたい。
3. 種類が増え、複雑化する予防接種について、乳幼児や保護者の負担を軽減できるよう、丁寧に説明を行い、接種スケジュールを立てやすいように工夫されたい。
4. 母子健康手帳交付時には、各部署にまたがる妊娠・出産・子育てに関する行政情報の提供をさらに充実されたい。
5. 産後支援制度の拡充や、妊産婦ケアの充実を図られたい。
6. 産前産後の母親のケアに特化した産後ドゥーラを必要な家庭に派遣できるよう整備と更なる拡大をされたい。特に、現在の申請方法ではなく予め必要なケアが受けられるクーポンを対象家庭に配るようなクーポン型に改めてもらいたい。
7. 女性の生涯にわたっての健康づくり推進について、40代、50代の女性のうち8割の方が「更年期」の症状を疑いながら自分の体の変化に悩みや不安を抱え、QOL（クオリティオブライフ）の低下をきたしていると言われている。「更年期」に対する理解促進と普及啓発の充実、参加しやすい実施方法の工夫をされたい。
8. セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発をされたい。
WHOをはじめとする国連や国際機関も提唱しているようにこのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを人が生まれながらに持つべき権利（人権）だと考える。
まずは、一人ひとりがこれを知り、享受し、できる社会を。そして一人ひとりがすべての人がウェルビーイングに生きられる豊島区となるよう努力されたい。
9. 男女ともに望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、自己決定権を尊重する包括的性教育を実施されたい。
10. 毒餌や生ごみ対策を進め、ねずみの繁殖防止と地域啓発を地域町会ともに連携し実施されたい。また、池袋保健所に在籍する職員の「鼠族害虫」に対する深い知見を早急に他の職員に継承されたい。
11. 生物多様性について、生態調査の結果を活かし他部署間でも共有し学校改築、再開発、公園改築等の際には生態系を守る視点を取り入れられたい。
12. 歯や口腔の健康チェックは、高齢者だけでなく子どもの虐待や生活困窮による孤立等を疑う指標になり得るので、定期的なチェックと行うことで横断的な地域医療の充実をされたい。

【環境清掃費】

1. ごみ減量に向けて引き続き一層の取り組みを図られたい。
2. 路上飲酒などが比較的多いエリアとその周辺において、夜間（特に 22 時以降）の巡回を増やすなど、路上喫煙・ゴミのポイ捨て防止に一層努められたい。
3. ゴミの不法投棄に関して、啓発看板の提供や警察と連携してパトロールの強化を行うなど不法投棄・ポイ捨てを防止されたい。
4. 家庭用生ごみ処理機等購入費用の助成の拡充をされたい。周知方法の改善申請期間の延長をされたい。
5. 食品ロス削減について、食べ切り協力店を増やす取組みやスマホアプリ「TABETE」を周知し食品ロス削減を実現されたい。
6. 無作為抽出などによって選ばれた市民が、専門家等からの情報提供を踏まえて話し合い、気候変動対策をまとめて提言する「気候市民会議」を実施されたい。
7. 燃料高騰に強い経済・社会構造への転換に向けて、住宅等の断熱改修支援、省エネ家電買い替え支援を講じられたい。

【都市整備費】

1. まちづくり協議会について、女性や若者の参加率を上げる工夫をされたい。
2. 無作為抽出によって選ばれた市民が区のまちづくりについて意見を出し合えるような区民ワークショップを実施されたい。
3. 住民参加のまちづくりの基本は情報公開であり、わかりやすく伝えることである。初期の計画をつくる段階から、模型などを作って、住民の意見やアイデアをよりよく聞く工夫をされたい。
4. 放置自転車等対策推進事業に約 2 億円の事業費がかかっており、放置自転車を 1 台撤去するごとに赤字が膨らむような状況であるため、そもそも自転車を放置させない取組みについて引き続き検討されたい。
5. ゴミのポイ捨てなどが見受けられる区道の植栽について、引き続き丁寧なメンテナンスをされたい。そもそもポイ捨てを抑制できる植栽パターンなどがいないか研究されたい。
6. 「障害者差別解消法」に基づく「合理的配慮の提供」と、社会的障壁を取り除く視点で、都市整備を行われたい。
7. 居住困窮している区民への住宅提供に努められたい。また、高齢者のための住宅施策を講じられたい。
8. 一人暮らしの高齢者、障がい者、外国人への賃貸物件への入居支援を検討されたい。
9. ひとり親世帯の居住問題は、単に、経済状況から最低居住面積水準以下の間取りで暮らす親子がいるという問題だけではなく、様々な要因が、子どもとお母さんの成長や自立を阻むものとなっている。さらなる施策の改善、物件の確保をされたい。
10. ファミリー世帯家賃助成については、実態に即した助成となるよう対象要件の見直しをされたい。
11. 今後、単身中高齢女性が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含め支援付き住宅の整備を進められたい。
12. ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯などが、気の合った仲間と助け合いながら共同生活をするグループリビングやシェアハウス、子育て世帯・ひとり暮らし・大人だけの世帯がともに暮らすコレクティブハウス等を作られたい。
13. 自転車走行については、交通安全の見地から適切な教育・指導等を幅広い年代に対し行われたい。
14. 区内のパーソナルモビリティ、電動キックボードの走行について、現在広がってきている電動キックボードのシェアリングサービスが、区民の方の安心、安全が脅かされるようなことがないように、自転車走

行空間整備を進めていただく事と、交通安全の意識啓発は民間事業者任せにせず、区として講習会の実施等をされたい。

15. 池袋副都心移動システムに関する説明は、より適切で、より丁寧にされたい。

【文化商工費】

1. 燃料費の高騰により甚大な影響を受けている中小企業、小売業の生活維持のため、必要な支援策を講じられたい。
2. 区内商店街の活性化に向けて、空き店舗対策など、魅力ある商店街を創造する施策を講じられたい。
3. 区民センターのフィッティングルームの利用状況について、きれいなトイレ等が存在することが区民センターの評価、価値ではないと考える。利用者が少ない状況をエビデンスを以って検証し、誰もが利用できるパブリックスペースへの転換を図られたい。
4. 図書館は区民に身近で開かれた公共施設であることが望ましい。中央図書館・地域図書館は、それぞれの特性を生かし、充実した運営を図られたい。また、図書館のマンパワーについては専門職を含め、確保されたい。
5. 図書館の改修・改築にあたっては区民の声が反映され、集いの場となる工夫をされたい。
6. デジタル化やインバウンド対応を支援し、個店の事業承継を支援されたい。
7. 紙およびデジタル商品券（PayPay 主体）の発行を迅速に進められたい。
8. 商店街活性化や町会との連携強化を図る「商人祭り」に十分な予算措置を図られたい。
9. 外国人観光客増加に伴い、休止中の休日窓口を再開するため、外国語対応可能な職員の賃金増額をされたい。
10. 活動停止中の「外国語観光ボランティアガイドの会」を再編成し、来年度から本格再開を目指すため、活動経費の現状維持をされたい。
11. 観光サポーター部会を新設し、民間目線で区の魅力を発信する事業の運営経費助成をされたい。
12. 観光フォトコンテスト継続のため、HP 改良費や賞品・展示経費の増額をされたい。
13. 東京フラフェスタ開催会場数拡大や PR 強化のため、分担金と経費の増額をされたい。
14. 観光案内パンフレット作成を継続しつつ、電子データ化推進のため経費増額をされたい。
15. 事務局派遣職員の常勤維持や給与差額助成を通じて、体制の安定化をされたい。
16. 空き店舗活用事業の更なる推進のため空き家の把握、調査分析をされたい。
17. 区内商店街の活性化に向けて、空き店舗対策など、魅力ある商店街を創造する施策を講じられたい。
18. トキワ荘周辺から駅までの動線を確認すべく、まちの活性化をはかり、地域一丸となったまちづくり、まちおこしをされたい。

【子ども家庭費】

1. 「子どもの体験機会」としての情報が、子どもや保護者へ届きやすくなるよう、豊島区 HP など、1 か所に集約化を図られたい。
2. 子どもに学校以外での体験をさせてあげられない理由には、複合的な要因があることを考慮し、参加費（材料費、用具代を含む）にかかる資金的な援助とあわせ、送迎などの物理的サポート体制、相談支援体制を整えられたい。
3. 中高生センタージャンプは現在、東西 1 か所ずつとなっているが、中高生の行動範囲を考えると区内 2 か所では十分とは言えないため、増設を検討されたい。
4. 「子どもの権利に関する条例」の具体的施策（子どもアドボカシー）を実現されたい。

5. ひとり親家庭等の自立のため、就労、子育ての支援策の充実を図られたい。具体的には母子世帯の年間収入を底上げさせていくための施策に取り組まれたたい。就労支援にとどまらず、区内で雇用が創出される仕組みを整えられたい。
6. 母子家庭や父子家庭の就業を後押しするため、地域関係機関による連携の強化やひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングなど、ひとり親本人の意向や適正を把握した就業支援をされたい。
(＊子ども家庭庁令和7年度予算、資格取得等から就職までの一体的就業支援モデル事業」にて国の補助率で10/10自治体1か所あたり4300万円の補助)
7. 母子等の緊急一時保護事業について、必要な人に必要な情報が届くよう、周知されたい。
8. 障がいのある保育園児の増加に伴う補助の加算を検討されたい。
9. 障がい児審査会にかからない園児でも個別対応が常に必要なグレーゾーンのケースが多発している。実態に応じた支援を早急に検討されたい。
10. 子ども家庭支援センターは児童相談所の役割とは異なる相談対応など、子ども家庭支援センターの機能が発揮され、児童相談所との連携により豊島区で育つすべての子どもが健やかに育つ環境を提供されたい。
11. 引きこもりの若者への対策をアウトリーチ活動によってすすめられたい。
12. 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習・就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、フードバンク・子ども食堂の連携強化および、民間NPO団体への支援拡充を図られたい。
13. 気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の交流場所、勉強場所、食事などを提供する拠点を創出されたい。
14. 若者の自死防止のため、相談・支援・見守りを強化し、直面する困難や孤独の解消をされたい。
15. 元保育士、子育て経験者、元教師など地域の人材を活用し、思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる拠点と体制づくりを図られたい。
16. 児童養護施設等を退所した後の自立支援のため、安心できる居場所の確保や相談機能の充実などを強化し、成人後の経済的支援を拡充されたい。
17. 児童虐待の早期発見、救出対策を強化し、虐待防止対策の強化を図られたい。
18. 里親制度に対する広報の強化と里親の育成や支援強化に向け、児童相談所及び子ども家庭支援センター等の体制強化をされたい。
19. 児童虐待を受けた子どもたちの保護と虐待防止対策を求める。保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援の強化をされたい。
20. 就学前の医療的ケア児のための移動支援を整備されたい。
21. 子育て世帯見守り訪問事業について土日対応や予約日時について柔軟に対応されたい。また事業の周知についても分かりやすい形で見直されたい。
22. 現行のパパママ準備教室やパパの交流会等は継続し、それに加え産後休暇や育児休暇中の講座を作り充実されたい。オンライン配信も検討されたい。
23. 男性育休の各家庭の実情にあった取得の啓蒙、推奨などに努められたい。

【教育費】

1. 人権尊重を基本として、不登校やいじめ等の諸問題については、その児童・生徒のことを一番に考え、親身に対応し、校長始め教育委員会もしっかりと情報を共有し、責任を持って問題解決に向け積極的に取り組まれない。
2. 学校給食の無償化は、来年度以降も継続されたい。また、学校運営費の公費負担を拡充されたい。学校徴収金に含まれない、保護者の私費負担となる費用については、その教材等が実態に合っているのか、例年の踏襲で補助教材の選定をせず決まってしまう事のないよう求める。
3. 学校給食において、姉妹都市秩父市の有機栽培や特別栽培の食材を使用されたい。さらに、生産者交流を図り、食に関する知識の醸成を図られたい。また、遺伝子組み換え食材などの使用は回避されたい。
4. 母語・母文化を尊重しながら、外国にルーツを持つ全ての子どもの就学と日本語教育の充実、一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援を実施されたい。
5. 外国籍など日本語が不自由な子ども達への教育と、保護者に対する日本語通訳の支援をより充実されたい。教育センターへの保護者の送迎の負担を軽減されたい。
6. 教職員の資質の向上に努められたい。また、非常勤を含め、教職員の働き方改革と健康管理に十分配慮されたい。
7. スクールソーシャルワーカーの増員を図り、学校と地域、保護者との連携が円滑に行われるよう図られたい。
8. スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を図られたい。
9. 教育センターにおける教育相談事業については、適切な人材の確保等、事業のいっそうの充実を図られたい。
10. 教育センターに通っている生徒へのケアが、高校卒業と同時に切れてしまうことを、不安に思っている当事者とその家族が少なくない。次のステップにゆるやかに就労支援や別の支援につながるような柔軟な対応されたい。
11. 障がい者理解を深める教育を行われたい。
12. 子どもスキップについては、十分な職員配置をし、研修を重ね安全な運営を図られたい。
13. 医療的ケア児の区立保育所、区立幼稚園、小・中学校での受け入れを進め、医療的ケア児受け入れの際の、教員等へのサポート体制整備を丁寧に行われたい。
14. 中学校での「標準服」について、学校間格差の是正を教育委員会より積極的に学校長へ求め、公立校であることから「制服」ではなく、一定の選択の余地があることを広く教職員、保護者、生徒へ周知されたい。
15. 部活動の地域移行では、親の経済的な理由で子どもがクラブ活動をあきらめたり、仲間同士で分断や格差を生じてはならないと考える。生徒が費用負担することにより、部活動に参加できない生徒が発生しないよう検討されたい。
16. 学校教育や社会教育で、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられる人権としての性教育（包括的性教育）を推進し、性に関する包括的な知識を得る機会や環境の不足等、性教育の停滞を招くことのないよう、「はどめ」のない柔軟な学習をされたい。
17. わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育を実施されたい。
18. 児童虐待と DV の密接性を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化を図られたい。
19. プログラミング教育を実施し、デジタル人材の育成に向けた取り組みの推進を図られたい。
20. ICT リテラシー教育や身体に与える影響の調査、ネットいじめの防止などの強化をされたい。

21. 校則については、子どもの意見表明権を保障し、教職員が当事者である児童生徒との議論を深め、在り方を検討をされたい。
22. 特別支援教育については、障がいをもつ児童・生徒にとって充実した教育となるよう取り組まれたい。また、特別な支援を必要とする子どもが自立し社会参加できるよう、教育現場での合理的配慮と機会充実に取り組んでいただきたい。その為にも中学校での「特別支援学級のための宿泊行事」を再開されたい。
23. 不登校の現状と課題、それらに対する取り組みの成果と課題を明確にするため、中期的な支援計画を策定されたい。計画を策定するにあたり、学校以外の居場所や相談機関についても幅広く検討の対象とし、子ども若者課や自立促進担当課ともしっかりと連携しながら進められたい。
24. 文科省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」の中で学びの多様化学校（不登校特例校）の設置促進をあげています。豊島区における設置に向けて検討を進められたい。
25. 文科省は、不登校児童生徒の学校外における活動の出席扱いや成績評価を行うことができるとしていた令和元年通知の内容を法令上明確化した。自宅学習やフリースクールなどでの活動について出席扱いと成績評価をすること、学校間での対応に差が出ないように努められたい。
26. 西池袋中学校で開催されている校内放課後の居場所「にしまるーむ」について、他地域の中学校においても導入を図られたい。
27. 不登校児童（特に低学年）のための学校以外の居場所の拡充や、受け入れ体制の強化に努められたい。
28. 学校や教育委員会は、不登校児童生徒に対し、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを通じて「学校以外の居場所」の選択肢を漏れなく案内するよう努められたい。
29. 学校以外の居場所として、図書館の活用を積極的に検討されたい。（神奈川県鎌倉市中央図書館では、ランドセルを背負った児童が来館しても詮索せず見守り、閲覧スペースの机に相談窓口カードを置き、子どもから話しかけられた場合に対応しているそうです）
30. 図書館での作業を出席扱いとするなど、学校と地域が連携して業務体験型の不登校支援を実施されたい。
31. 不登校児童生徒についても、保護者が費用を負担することなく、健康診断のすべての項目をしっかりと受けられる体制を整えられたい。
32. 外出自体が難しく、医療機関に行くことが大きな負担となる不登校児童生徒についても、無理をさせることなく健康を管理する方法について、早急に検討されたい。

以上